

田沼意次侯PRキャラクター使用規程

(目的)

第1条 牧之原市ゆかりの偉人である田沼意次侯（以下、「意次侯」という。）のイメージアップやPRなどを目的に制作したキャラクターについて、田沼意次侯生誕300年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が管理者となり、適正な管理・運用に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 田沼意次侯PRキャラクター「意次くん」^{おきつぐ}（以下、「意次くん」）

(使用)

第3条 「意次くん」は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- (1) 意次侯や牧之原市のイメージアップやPRに関すること。
- (2) 意次侯の功績の顕彰及び調査研究、教育・啓発に関すること。
- (3) 意次侯ゆかりの地に住む市民としての郷土愛醸成に関すること。
- (4) 商品開発や商品を通じた意次侯PRなどの産業活性化に関すること。
- (5) 意次侯の関連イベントや地域行事などの地域活性化に関すること。
- (6) その他、実行委員会が必要と認めるもの。

2 前項の規定により使用する者（以下、「申請者」という。）は、事前に使用申請書（様式第1号）を実行委員会に提出し、その具体的な使用形態を示さなければならない。

3 前項の規定により使用申請書が提出されたときは、実行委員会が内容を審査の上、使用承諾書（様式第2号）及びデザインデータを発行するものとし、申請者はこれを受領した後に使用することができる。

(著作者人格権)

第4条 「意次くん」の内容・表現、又は、その題号に変更を加える場合（色調修正などを施すことを含む）には、あらかじめ承諾を得なければならない。

(対価)

第5条 「意次くん」の使用にあたり、一切の対価は無償とする。

(使用の禁止)

第6条 「意次くん」は、次のいずれかに該当する場合には使用を許可しない。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 意次侯や牧之原市のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) その他、実行委員会が管理・運用上、支障があると認めるとき。

(申請者の責任)

第7条 申請者は、使用に際し共通の財産としての保全に務め、万一事故、トラブル等が発生した場合は、その責任を負うこととする。

(その他)

第8条 本規程に定めのない事項については、別途協議の上、決定する。

附 則

この規程は、令和元年7月26日から施行する。

田沼意次侯PRキャラクター「意次くん」のデザイン

